**看護小規模多機能型居宅介護つむぎ**

**重要事項説明書**

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　**（看護小規模多機能居宅介護）**

【運営の方針】

看護小規模多機能型居宅介護事業所の従事者は、要介護者の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じた自立した日常生活を営むことが出来るよう、必要な日常生活上の支援及び機能訓練等を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持・向上、並びに利用者の家族の身体及び精神的負担の軽減を図ります。

【関係機関との連携】

関係機関の連携にあたっては、東広島市・医療・福祉事業関係機関等・地域住民との連携を図り、総合的なサービス提供に努めるものとします。

**２　【看護小規模多機能型居宅介護つむぎ　概要】**

|  |  |
| --- | --- |
| 施設名称 | 看護小規模多機能型居宅介護つむぎ |
| 所在地 | 東広島市八本松町飯田525-3 |
| 電話番号 | 082-430-4410　FAX　082-427-3141 |
| 介護保険（市）指定番号 | 看護小規模多機能居宅介護　　事業所番号　 |
| サービスを提供する対象地域　　 | 東広島市八本松町・西条町・志和町・高屋町・河内町・福富町・黒瀬町 |

 上記地域以外の方でも御希望の方は御相談ください。

職員体制 ・管理

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
|  | 常勤 | 非常勤 | 業務内容 | 　　　計 |
| 管理者　　　　 | 1名 | 　　　　 | 業務の総括 | 1名（兼務） |
| 介護支援専門員 | 1名 |  | サービス調整・計画作成 |  　1名以上 |
| 看護職員 | 3名以上 | 2名以上 | 健康チェック等の医療業務 | 5名以上 |
| 介護職員  | 8名以上 | 6名以上 | 日常生活の介護 | 14名以上 |

・日勤職員　5名以上（早出・日勤・遅出・訪問介護職員・看護職員を含む）

・夜勤職員　1名

・当直（緊急時対応者）1名

・訪問看護職員1名以上

＊職員の資質の向上を図るため、研修の実施を行います。

　　　　　　　　事業所内研修　毎月1回以上　　外部研修　　各職員年1回以上

＊職員に対する金品等の心づけはお断りしております。

設備の概要　【登録　29名】　【定員】日中通い　18名　泊り９名

|  |  |
| --- | --- |
| 看護小規模多機能型居宅介護つむぎ | 訪問看護　ぬくもり |
| 宿泊室 | 7室　9.937㎡ | 静養室  | 1室　7.45㎡ |
| 宿泊室 | 2室　8.28㎡ | 相談室 | 1室　6.54㎡ |
| 居間・食堂 | 1室　69㎡ | 会議室 | 1室　16.56㎡ |
| 浴室・脱衣室  | 1室（脱衣所込み）10.97㎡ | 休憩室 | 1室　9.94㎡ |
| 休憩室 | 1室　4.97㎡ |
| トイレ  | 2ヶ所　　2.73㎡1ヶ所　　4.14㎡ | トイレ | 1ヶ所1.65㎡ |
| 1ヶ所3.31㎡ |
| 消防設備 | 消火器2ヶ所・火災報知機・スプリンクラー・火災通報装置 | 消防設備 | 消火器2ヶ所・避難灯 |
| 事務室 | 1室　9.9㎡ | 事務室 | 1室　16.56㎡ |
| 訪問看護ステーション | 2室　24.84㎡ |
| その他 | 洗面・物置 | ロッカールーム | 1室　4.97㎡ |
| その他 | 給湯・洗面・汚物処理 |

営業日及び営業時間

|  |  |
| --- | --- |
|  営業日  | 　年中無休 |
| 通いサービス | 基本時間　9時30分～16時 |
| 訪問看護サービス訪問介護サービス | 24時間 |
| 宿泊サービス | 基本時間　16時～9時30分 |

 ※受付・相談については通いサービスの営業時間と同様です。

 ※緊急時及び必要時においては柔軟に通い、訪問及び宿泊サービスを提供します。

　 ※宿泊サービスについては皆様に週3～4日以内でご協力お願いしておりますが、緊急時の宿泊、やむを得ない場合の宿泊についてはご相談下さい。

　 ※上記サービスについては利用者のケアプランで必要時変更可能です。

**３　【サービス内容】**

1. **看護小規模多機能型居宅介護計画の作成**

利用者が住み慣れた地域で生活を継続することができるよう、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて看護小規模多機能型居宅介護計画を作成します。

1. **相談・援助等**

利用者の心身の状況等を的確に把握し、利用者・家族の相談に適切に応じ、支援を行います。

1. **通いサービス**

　事業所のサービス拠点において食事・排泄等の日常生活支援サービスを提供します。

①送迎　②健康チェック（体調管理）　③食事　④排泄　⑤入浴　⑥機能訓練

⑦レクリエーション　⑧生活相談　⑨その他

**（４）訪問看護サービス**

　看護職員が自宅で看護サービスを提供します。

**（５）訪問介護サービス**

　介護職員が自宅で排泄・食事等の日常生活支援のサービスを提供します。

**（６）宿泊サービス**

　事業所に宿泊時に排泄・食事等の日常生活支援のサービスを提供します。

**４**　**【料金について】**

**（１）介護保険サービス利用料金について**

「通い」「訪問」「宿泊」「訪問看護」サービス（介護費用分）すべてを含んだ一月単位の包括費用の額となります。

利用者の要介護度に応じたサービス利用料金（介護保険給付額）の所得に応じてお支払い頂きます。

ただし、給付限度額を超えた部分のサービス料金は全額自己負担となります。

* 月途中から登録した場合、または月途中に登録を終了した場合には、登録した期日に

応じた日割り料金となります。

* 登録日：利用者が当事業所と利用契約を結んだ日ではなく「通い」「訪問看護」「訪問

　 介護」「宿泊」のサービスを実際に開始した日となります。

* 登録終了日：利用者と当事業所の利用契約を終了した日
* 高額介護サービス費還付申請にて戻ってくる場合もあります。

**【利用料金の概要】**

7級地(10.17円/単位)

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 要介護1 | 要介護2 | 要介護3 | 要介護4 | 要介護5 |
| 12447単位 | 17415単位 | 24481単位 | 27766単位 | 31408単位 |

加算詳細

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | 単位数 |  |
| 初期加算 | 30 | 登録日から３０日まで |
| 認知症行動・心理症状緊急対応加算 | 200 | １日につき |
| 退院時共同指導加算 | 600 | １回または２回まで |
| 緊急時対応加算 | 774 | 一月につき |
| 特別管理加算Ⅰ | 500 | 一月につき |
| 特別管理加算Ⅱ | 250 | 一月につき |
| ターミナルケア加算 | 2500 | 死亡月につき |
| 総合マネジメント体制強化加算Ⅱ | 800 | 一月につき |
| 科学的介護推進体制加算 | 40 | 一月につき |
| サービス提供体制強化加算Ⅲ | 350 | 一月につき |
| 介護職員等処遇改善加算Ⅱ | 所定単位数の１４．６％ | 一月につき |
|  |  |  |
|  |  |  |

**（２）介護保険の給付対象とならない利用料金について**

　　　　　　・通常の事業実施区域以外の地域に居住する利用者に対して訪問・送迎を行う場合は通常の事業

実施地の境界から40円/ｋｍの実費が発生します。

・介護報酬以外の日常生活費等

|  |  |
| --- | --- |
| 項　　　　　目 | 金　　額 |
| 1. 食　事　代
 | 朝食代　350円　昼食代　650円　おやつ　100円夕食代　650円 |
| ②宿泊費（1日あたり） | 2000円（1泊につき） |
| ③洗濯・乾燥代（1月あたり） | 2500円 |
| ④活動費（アクティビティー費） | 行事等に参加された場合は実費を徴収いたします。 |
| ⑤特別な行事にかかる費用 |
| ⑥衛生用品・医療処置に必要な物品にかかる費用 | 処置に必要な物品（ガーゼやサージカルテープ等）は実費にてお支払い頂きます。 |

・乾燥機のみ使用の場合使用料1回につき100円

・衛生用品

歯磨き粉・ポリデント等の衛生用品は実費にてお支払い頂きます。

　　但し、紙おむつ代につきましては以下のようにお支払い頂きます。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 種　　類 | 価　　格 | 種　　類 | 価　　格 |
| 小パット（2回分） | 1000円／袋 | 小パット（2回分） | 30円／枚 |
| 大パット（4回分） | 1500円／袋 | 大パット（4回分） | 50円／枚 |
| 夜用スーパー | 2000円／袋 | 夜用スーパー | 80円／枚 |
| リハビリパンツS・M | 2500円／袋 | リハビリパンツS・M | 120円／枚 |
| リハビリパンツL・LL | 2500円／袋 | リハビリパンツL・LL | 150円／枚 |
| テープ型オムツS・M | 2200円／袋 | テープ型オムツS・M | 120円／枚 |
| テープ型オムツL・LL | 2500円／袋 | テープ型オムツL・LL | 150円／枚 |

・食事に対してのキャンセル料

利用者の都合でサービスを中止する場合、下記のキャンセル料がかかります。

|  |  |
| --- | --- |
| 1. 利用日の3日前午前9時までに連絡いただいた場合
 | 　　　　無料 |
| 1. 利用日の3日前午前9時までに連絡がなかった場合
 | 朝食350円・昼食650円・夕食650円・おやつ100円 |

**（３）支払い**

毎月、15日までに前月分の請求をいたします。請求の日から14日以内にお支払いください。

支払い方法は、銀行・郵便振込、現金集金の中から契約の際に選べます。

**（４）開示請求に伴う料金について**

|  |  |
| --- | --- |
| カラー | Ａ4　　　30　円/枚　　 |
| Ａ3　　　30　円/枚 |
| モノクロ | Ａ4　　　10　円/枚 |
| Ａ3　　　10　円/枚 |

**5　【サービス利用契約の終了】**

**（１）　利用者都合でサービス利用契約を終了する場合**

 サービスの終了を希望する日の１ヶ月前までに連絡又は文書でお申し出ください。ただし、利用者の病変、急な入院などやむを得ない事情がある場合は、１週間以内の通知でもこの契約の解約をもって終了とします。

**（２）　当事業所都合でサービスを終了する場合**

　　・人員不足等のやむを得ない事情

　　※その場合は終了1ヶ月前までにご連絡、文書で通知いたします。

　　・本人または、他利用者の生活又は健康に重大な影響を及ぼす恐れがある場合であって、利用者

に対する通常の介護方法ではこれを防止することが出来ないと当事業所が判断した場合は契約

を終了させて頂くことがあります。

**（３） 自動終了**

　　　以下の場合は、双方の通知がなくても、自動的に契約を終了します。

・利用者が亡くなられた場合

・利用者が介護保険施設に入所した場合

・要支援と認定された場合　（ただし区分変更が出来ます。）

**（４） 契約解除**

次に該当した場合は契約の解除を行います。

・利用者が、サービス利用料金の支払いを2ヶ月以上遅延し、料金を支払うよう催促したにもかか

わらず、10日以内に支払いを行わない場合。

・利用者が入院又は病気等により1ヶ月以上にわたりサービスが利用できない状態であることが明

らかになった場合、又は利用者や家族等が当施設や当施設の従業者に対して本契約を継続しがた

いほどの行為を行った場合は、文章で通知する事により、即座に契約を終了させていただく

ことこと　　　　　　　　ことがあります。

**6　【サービス提供時における体調不良の対応方法】**

　　　　　　　　　　　・サービスの提供中、利用者に体調の急変があった場合、家族、主治医に連絡し適切な対応をします。

　　　　　　　・感染性疾患の疑いのある場合は、医師より診断をうけ自宅待機をお願いすることがあります。

**7**　**【事故発生時における対応について】**

　　　　　　・サービス提供中、利用者に事故が発生した場合、速やかに家族、主治医、救急隊に連絡をします。

・事故の状況及び事故に際して行った処置について記録して東広島市に連絡します。尚、賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

　　ただし、利用者に故意または過失が認められる場合には、自己責任になります。

**８ 【****非常災害対策】**

（１）　サービスの提供中に、天災その他の災害が発生した場合、従業者は利用者の避難等適切な措置を講じます。管理者は日常的に具体的な対処法、避難経路及び協力機関等との連携方法を確認し災害時には避難などの指揮をとります。

　　　災害や悪天候等の状況によりサービスを提供するのが困難と当事業所が判断した場合は、自宅待機の場合もあります。

（２）　非常災害時に備えて、消防計画、風水害、地震等の災害に対する計画を作成し、防火管理者又は火気・消防等についての責任者を定め、年2回定期的に避難、救出その他必要な訓練を行います。

**９ 【秘密保持】**

（１）事業者は業務上知りえた、利用者、その家族の秘密及び事業所の秘密を保持します。

（２）事業者は、利用者・利用者の家族からあらかじめ文書で同意を得ない限り、サービス担当者会　　　議等において、利用者の個人情報を用いません。

（３）利用者・利用者の家族は、他の利用者についてサービスを利用する上で知り得た情報を第三者に

漏らすことが固く禁じられています。

**１0【サービス内容に関する相談・苦情】**

**（１）当事業所利用者相談・苦情担当**

担当　福田　泉

電話　　082-430-4410

FAX　　082-427-3141

　　　　受付時間：　毎週月曜日から金曜日　8：30～17：30

　　その他　　意見箱を事務室前に設置しています。

**（２）苦情処理手順**

苦情を受け付けた場合、苦情担当者は、速やかに苦情委員会を開催し、対応します。

また、苦情の内容等を記録し、5年間保管します。

**（３）行政機関その他苦情受け付け機関**

|  |  |
| --- | --- |
| 東広島市役所介護保険課 | 所在地　　東広島市西条栄町8番29号電話　　　082-420-0937ＦＡＸ　　082-422-6851受付時間　8時30分～17時15分土日祝及び年末年始（12月29日～1月3日）を除く |
| 広島県国民健康保険団体連合会介護福祉課 | 所在地　　広島市中区東白島町19番49号国保会館電話　　　082-554-0783ＦＡＸ　　082-511-9126受付時間　8時30分～17時15分　土日祝及び年末年始（12月29日～1月3日）を除く |
| 広島県社会福祉協議会広島県福祉サービス運営適正化委員会 | 所在地　　広島市南区比治山本町12番2号電話　　　082-254-3419ＦＡＸ　　082-569-6161受付時間　8時30分～17時　土日祝及び年末年始（12月29日～1月3日）を除く |

**（４）高齢者身体拘束及び虐待防止対応**

法人内で高齢者虐待防止・身体拘束適正化委員会を定期的に開催し、身体拘束・虐待防止に

努めます。

**１１【運営推進会議の設置について】**

　　当事業所では、サービスの提供にあたり、サービスの提供状況について定期的に報告するとともに、その内容等についての評価、要望、助言を受けるため、下記のとおり運営推進会議を設置します。

**≪運営推進会議≫**

構　成　　利用者、その家族、地域住民の代表者、担当地域包括支援センター職員、看護小規模多機型居宅介護に知見を有する者等

開　催　　概ね2ヶ月に1回

議事録　　運営推進会議の内容、評価、要望、助言等について

　　　　**※参加されなかった家族、運営推進委員に議事録を郵送させて頂きます。**

**議事録一覧は玄関に設置しておりますのでいつでも閲覧できます。**

**１２【協力医療機関】**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 協力医療機関 | 高橋ホームクリニック（内科） | 高橋宏幸医師 |
| 所在地 | 東広島市八本松飯田6丁目16番12号 | 082-428-0147 |
| 協力医療機関 | マイクリニック（内科・外科） | 入江秀明医師 |
| 所在地 | 東広島市八本松東3-31-26 | 082-497-3232 |
| 協力医療機関 | 坪島歯科診療所 | 坪島充男医師 |
| 所在地 | 東広島市八本松飯田5丁目8番32号 | 082-428-7177 |

※基本は、利用者の主治医と連携いたします。

**１３【当法人の概要】**

　　名称　　　　　　　　　　　社会福祉法人ライフケア高砂

　　代表者役職・氏名 理事長　　　上田　巌

　　本部所在地・電話番号　　　山口県防府市大字上右田字上沖和田３３４番地

電話　0835-22-5501

FAX　0835-22-5504

　令和　　年　　月　　日

　サービスの提供開始にあたり、利用者に対して本書面に基づいて重要な事項を説明しました。

　　　　　　　　　　　　　　　　所在地 　 広島県東広島市八本松町飯田525番地3

　　　　　　　　　　　　　　　　名　称　 看護小規模多機能型居宅介護つむぎ

　　　　　　　　　　　　　　　　説明者

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　氏名

私は、本書面により、事業所からサービス提供についての重要事項の説明を受け、同意しました。

　　　　　　　　　　利用者　　　　　住所

　　　　　　　　　　　　　　　　　　氏名

　　 利用者の家族又は代理人　　　　　住所

続柄（　　　）　氏名